

柏原市条例第 号

柏原市立市民交流センター条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 子育て支援センター（第7条～第14条）
- 第3章 こども広場（第15条～第20条）
- 第4章 市民活動施設（第21条～第24条）
- 第5章 学習施設（第25条～第26条）
- 第6章 雑則（第27条～第29条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 多世代の市民に活動及び交流の場を提供するとともに、当該施設における事業を通じて人が集い、又は交流する機会を提供することで、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図り、もって市民福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とし、本市に市民交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏原市立市民交流センター
- (2) 位置 柏原市安堂町115番地1

（施設）

第3条 柏原市立市民交流センター（以下「センター」という。）は、別表第1に掲げる施設をもって構成する。

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時とする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とす

る。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがある活動を行うと認められるとき。
- (4) センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的に反する活動を行うと認められるとき。

第2章 子育て支援センター

(事業)

第7条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の保護者とその子どもの交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育て等に関する相談及び援助に関すること。
- (3) 地域の子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。
- (6) 療育教室事業に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(使用時間等)

第8条 子育て支援センターの使用時間及び休業日は、別表第1のとおりとす

る。ただし、市長が必要と認めるときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用の対象者)

第9条 子育て支援施設を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本市に居住する乳児（児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。別表第2において同じ。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。）及び当該乳児又は幼児の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。第16条において同じ。）

(2) 子育て支援に関する活動を行うもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認めるもの

2 一時預かり施設を使用することができる者は、本市に居住するおおむね満1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。第16条において同じ。）であつて、市長が別に定める者とする。

(使用許可)

第10条 一時預かり施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第11条 市長は、一時預かり施設の使用を申請した者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該施設の使用を許可しない。

(1) 第9条第2項に規定する対象者でない場合

(2) 第6条各号のいずれかに該当する場合

(3) 規則で定める定員を超えて前条の申請があつた場合

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、一時預かり施設の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

- (3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) センターの管理及び運営上の理由により、一時預かり施設の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
(使用時間の上限)

第13条 一時預かり施設の使用時間は、1日につき6時間を上限とする。ただし、市長が時間を超えて使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 第10条の許可を受けた者は、当該施設の使用後に別表第2に定める使用料を納めなければならない。

第3章 こども広場

(事業)

第15条 こども広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの遊び及び学びの場の提供に関すること。
- (2) 子育て世代の親子の交流の促進に関すること。
- (3) 子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 利用者の交流の促進に関すること。

(使用の対象者)

第16条 こども広場を使用することができる者は、中学校就学の始期に達するまでの児童及び当該児童の保護者その他当該児童の付添人（次項及び第18条並びに別表第2において「保護者等」という。）とする。

2 保護者等は、成年に達した者でなければならない。

(使用許可)

第17条 室内遊び場を使用することができる者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲で条件を付することができる。

(使用料の減免)

第18条 市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を

減額し、又は免除するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 半額
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者 半額
- (4) 前3号の保護者等 半額
(使用料の還付)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

- (1) 災害その他施設を使用する者の責めによらない理由により使用できないとき 全額
(規定の準用)

第20条 第8条、第11条、第12条及び第14条の規定は、こども広場の使用時間等並びに室内遊び場の使用許可の制限、使用許可の取消し等及び使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「一時預かり施設」とあるのは「室内遊び場」と、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「こども広場」と、第11条第1項第1号中「第9条第2項」とあるのは「第16条」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第17条」と、第14条中「第10条」とあるのは「第20条において準用する第10条」と、「当該施設の使用後」とあるのは「当該許可を受けたとき」と、「ならない。」とあるのは「ならない。ただし、市が主催又は共催する事業で使用する場合その他の規則で定める場合においては、この限りでない。」と読み替えるものとする。

第4章 市民活動施設

(事業)

第21条 市民活動施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動の場の提供に関すること。

- (2) 市民相互の交流の促進に関する事。
- (3) 地域のにぎわいの創出及び観光振興に関する事。
- (4) 地域産業の振興及び勤労者の福祉増進等に関する事。
- (5) 健康づくり及び高齢者の生きがいくりに関する事。
- (6) 生涯学習の推進に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(使用許可の制限)

第22条 市長は、市民活動施設の使用を申請したものが、第6条各号のいずれかに該当するときは、当該施設の使用を許可しない。

(使用料)

第23条 次条において準用する第10条の許可を受けたものは、当該許可を受けたときに別表第2に定める使用料を納めなければならない。また、附属設備を使用する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市が主催又は共催する事業で使用する場合その他の規則で定める場合においては、使用料を納めないものとする。

(規定の準用)

第24条 第8条、第10条、第12条及び第19条の規定は、市民活動施設の使用時間等並びに市民活動施設（コミュニティスペースを除く。）の使用許可、使用許可の取消し等及び使用料の還付について準用する。この場合において、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「市民活動施設」と、第10条及び第12条中「一時預かり施設」とあるのは「市民活動施設（コミュニティスペースを除く。）」と読み替えるものとする。

第5章 学習施設

(事業)

第25条 学習施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の教養、調査、研究等に資するための場の提供に関する事。
- (2) 市内における起業及び就労の機会の拡大に資するための場の提供に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市

長が必要と認める事業

(規定の準用)

第26条 第8条、第10条、第12条、第14条及び第22条の規定は、学習施設の使用時間等並びにコワーキングスペースの使用許可、使用許可の制限、使用許可の取消し等、使用料について準用する。この場合において、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「学習施設」と、第10条及び第12条中「一時預かり施設」とあるのは「コワーキングスペース」と、第14条中「第10条」とあるのは「第26条において準用する第10条」と、「当該施設の使用後」を「当該許可を受けたとき」と、「ならない。」とあるのは「ならない。ただし、市が主催又は共催する事業で使用する場合その他の規則で定める場合においては、この限りでない。」と、第22条中「市民活動施設」とあるのは「コワーキングスペース」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(特別設備の承認)

第27条 センターを使用する者（次条及び別表第2において「使用者」という。）は、センターの使用について特別の設備の設置又は備え付け以外の器具の使用を必要とするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務等)

第28条 使用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年5月 日 から施行する。

別表第 1

施設		使用時間	休業日
子育て支援センター	子育て支援施設	午前 9 時～ 午後 5 時	ア 土曜日及び日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
	一時預かり施設	午前 9 時～ 午後 5 時	ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日（イに掲げる日を除く。）
こども広場	室内遊び場	午前 10 時～ 午後 6 時	毎月第 2 火曜日及び第 4 火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、当該日以後の最初の休業日でない日）
	屋外広場	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
市民活動施設	コミュニティスペース	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
	調理室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	会議室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	和室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	多目的室	午前 9 時～ 午後 6 時	
学習施設	学習室	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
	コワーキングスペース	午前 9 時～ 午後 6 時	

別表第 2

1 一時預かり施設

一時預かり施設	3 歳未満	1 時間までごとに 800 円
	3 歳以上	1 時間までごとに 500 円

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

2 室内遊び場

室内遊び場	個人使用	子ども	市民	1 時間まで 300 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
			その他	1 時間まで 400 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
		保護者等	市民	200 円
			その他	300 円
	団体使用	子ども	市内団体	1 時間まで 200 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
			その他	1 時間まで 300 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
		保護者等	市内団体	100 円
			その他	200 円

備考

- 1 「団体使用」とは、規則で定める団体であって、使用する子どもの人数が 10 人以上であるものをいう。
- 2 「市内団体」とは、前項の団体の所在地が本市にあるものをいう。
- 3 団体使用が可能な日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日以外の日とする。
- 4 乳児に係る使用料については、無料とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

3 市民活動施設

市民活動施設	調理室	1 時間までごとに 1,000 円
	会議室 1	1 時間までごとに 500 円
	会議室 2	1 時間までごとに 500 円
	会議室 3	1 時間までごとに 900 円
	和室	1 時間までごとに 600 円
	多目的室 1	1 時間までごとに 2,100 円
	多目的室 2	1 時間までごとに 1,600 円

備考

- 1 会議室 3 を 1 / 2 使用するときは、上記金額の 1 / 2 の額とする。
- 2 使用者が、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用するときは、当該区分に定める額の 100 分の 200 に相当する額とする。
- 3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

4 附属設備

音響設備	1 時間までごとに 1,000 円を上限とした規則で定める額
映像設備	
その他設備	

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

5 コワーキングスペース

コワーキングスペース	カウンター席	1 時間までごとに 100 円
	ブース席	1 時間までごとに 200 円

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。